

## ■ パートタイム労働に関するご相談は

| 内 容                                                                                 | 相 談 先                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ① パートタイム労働法全般に関する相談<br>☆男女雇用機会均等法（セクシュアルハラスメント、母性健康管理措置を含む）、育児・介護休業法に関する相談も受け付けています | 都道府県労働局雇用均等室                                                          |
| ② 求人、求職を行う場合                                                                        | ハローワーク（公共職業安定所）・パートバンク                                                |
| ③ 雇用保険について                                                                          | ハローワーク（公共職業安定所）                                                       |
| ④ 賃金・労働時間などの労働条件、労災保険について                                                           | 労働基準監督署                                                               |
| ⑤ 技能を身につけたいとき                                                                       | ハローワーク（公共職業安定所）<br>職業能力開発校<br>職業能力開発促進センター                            |
| ⑥ 個別労働関係紛争に関する都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんを受けたいとき                                | 都道府県労働局総務部企画室・総合労働相談コーナー                                              |
| ⑦ 労使関係、労働福祉に関する相談                                                                   | 都道府県労政主管課、労働福祉課など<br>（またはその出先機関）                                      |
| ⑧ 短時間労働者均衡待遇推進等助成金等について                                                             | 財団法人 21世紀職業財団<br>〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8<br>TEL：03-5276-3693          |
| ⑨ 母子家庭の母の常用雇用転換について                                                                 | 都道府県、市及び福祉事務所設置町村<br>母子福祉行政主管課                                        |
| ⑩ 中小企業退職金共済制度について                                                                   | 独立行政法人 勤労者退職金共済機構<br>〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6<br>TEL：03-3436-0151（大代表） |
| ⑪ 健康保険、厚生年金保険について                                                                   | 社会保険事務所（または企業の健康保険組合、厚生年金基金）                                          |
| ⑫ 国民健康保険について                                                                        | 居住する市町村                                                               |
| ⑬ 国民年金について                                                                          | 第1号被保険者の場合は市町村<br>第3号被保険者の場合は配偶者の勤務先の事業主                              |
| ⑭ 所得税について                                                                           | 国税局税務相談室、税務署                                                          |
| ⑮ 地方税について                                                                           | 居住する市町村、県税事務所など                                                       |

## 編集 後記

「格差拡大」が大きな社会問題として、近年深刻さを増しています。その中で、「労働分野における格差」の要因として、労働基準法、最低賃金法など、労働関連法令について事業主側が労働者側に規定どおり伝えていない不合理な労使関係が根底にあるのではないのでしょうか。今回のパートタイム労働法の改正によって、労働者を雇い入れる際には労働条件を明示することなどが「義務化」されます。これを機会に法改正に沿った雇用環境の実現を強く望みます。

2008年（平成20年）3月発行 編集・発行 財団法人 大阪府人権協会  
〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12  
TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985 URL <http://www.jinken-osaka.jp>